主 文

本件特別上告を棄却する。

特別上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士田崎文厚の上告理由は別紙記載のとおりである。論旨は、憲法一二条を云々するけれども、その実質は単なる訴訟法違反の主張に帰し、特別上告適法の理由とならない。よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、全裁判官の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| _   | 精 | Щ | 霜 | 裁判長裁判官 |
|-----|---|---|---|--------|
| 茂   |   | 山 | 栗 | 裁判官    |
| 重   | 勝 | 谷 | 小 | 裁判官    |
| 郎   | 八 | 田 | 藤 | 裁判官    |
| - 郎 | 唯 | 村 | 谷 | 裁判官    |